

## 第2節 後期・終末期古墳群と郡衙の占地

### 1. 嶋戸東遺跡と周辺の後期・終末期古墳（第39図、第4表）

嶋戸東遺跡の位置する地域は、国造制期における武社国造の領域と考えられる地域である。武社国造領域は旧山武郡域とほぼ一致するものと考えられる。南半域の古代における山邊郡地域に比べて、北半域の古代における武射郡に古墳の分布が多く見られる。

武社国造領域における主要な後期・終末期古墳の分布は、第39図と第4表に示した（栗田 2005, 白石ほか 1996, 白石 2007, 杉山 2000, 萩原 1994, 萩原 1996）。これら主要古墳の分布は、大きく4群に大別できる。A：木戸川上流域の中台（通称：芝山）古墳群周辺、B：木戸川中流域の朝日ノ岡古墳・大堤権現塚周辺、C：境川左岸の麻生新田古墳群・胡摩手台古墳群、D：作田川左岸の板附古墳群がそれである。これらの古墳群は、総体で見た場合、「埴輪を持つ大型前方後円墳」→「埴輪を持たない最終末大型前方後円墳」→「終末期大型方墳（もしくは円墳）」と変遷する。これら4群のうち、このモデル化した変遷要素を満たしていないのは、B群のみである。ただしB群には、武社地域最大規模の前方後円墳である大堤権現塚古墳（主軸長115m）が存在している。

嶋戸東遺跡とこれら後期・終末期古墳群の地理的関係について考えた場合、嶋戸東遺跡に最も近接するのはCの麻生新田古墳群・胡摩手台古墳群である。嶋戸東遺跡からの距離は、埴輪を持つ大型円墳の経僧塚古墳（径45m）が北に0.7km、埴輪を持たない最終末大型前方後円墳の胡摩手台16号墳（主軸長86m）が北北西に1.6km、埴輪を持たない終末期大型円墳のカブト塚古墳（径45m）が北に0.7kmの位置にある。これらの古墳はすべて嶋戸東遺跡と同一台地上に存在する。そしてこの台地上の嶋戸東遺跡の南東には真行寺廃寺が存在する。

これに対し、C群以外の3群はすべて嶋戸東遺跡とは異なる台地上に位置している。C群以外の3群には、それぞれの最終段階の古墳として、B群に先述した最終末大型前方後円墳の大堤権現塚古墳（主軸長115m）、D群に当該地域最大規模の終末期大型方墳の駄ノ塚古墳（一辺長60m）、A群に終末期大型円墳の山室姫塚古墳（径65m）が存在する。武社の地域に存在する最も傑出した規模の終末期前方後円墳、終末期方墳・終末期円墳が、嶋戸東遺跡の位置する台地上には存在しない。しかもそれぞれの主要古墳群の周辺には、郡衙施設を設置するに十分な台地平坦面がそれぞれ広がっているにも関わらず、である。つま

第4表 旧山武郡内の後期・終末期主要古墳一覧

群	古墳名	所在古墳群名	墳形	墳丘主軸長	埴輪
A	殿塚古墳	横芝光町中台古墳群	前方後円墳	88m	あり
	姫塚古墳	横芝光町中台古墳群	前方後円墳	59m	あり
	小池大塚古墳	芝山町船塚古墳群	前方後円墳	76m	なし
	山室姫塚古墳	山武市大塚古墳群	円墳	65m	なし
B	朝日ノ岡古墳	山武市蕪木古墳群	前方後円墳	76m	あり
	大堤権現塚古墳	山武市大堤古墳群	前方後円墳	115m	なし
C	経僧塚古墳	山武市麻生新田古墳群	円墳	45m	あり
	胡摩手台16号墳	山武市胡摩手台古墳群	前方後円墳	86m	なし
	カブト塚古墳	山武市麻生新田古墳群	円墳	45m	なし
D	西ノ台古墳	山武市板附古墳群	前方後円墳	90m	あり
	不動塚古墳	山武市板附古墳群	前方後円墳	62m	なし
	駄ノ塚古墳	山武市板附古墳群	方墳	60m	なし
	駄ノ塚西古墳	山武市板附古墳群	方墳	30m	なし

り当該地域の後期・終末期古墳のあり様を見た場合、それらは、ほぼ同時期にほぼ同様の種と規模の古墳が4群で築造されているのである。

以上のような現象から見る限り、最終的に当該地域において最も規模の大きい古墳を造営した勢力に直結する場所に、単純に次の段階の評衛（郡衛）を設置したわけではないと考えられる。つまり近接して立地するC群勢力のみが最終的に律令期の郡司層勢力として残ったと解釈するよりも、武社の地域はこれら4群の勢力を再編成して、次の律令期を迎えたと解釈するほうが妥当と考えられる。

## 2. 房総・常陸地域の様相（第39・40図）

次に、武射郡以外の周辺地域の様相に目を向けてみる（第39図）。上総・下総を含めた房総地域、常陸の例に目を向けてみたい。鳩戸東遺跡の所在する房総半島は、北側に隣接する茨城県（古代の常陸国）の地域とともに、国造制の段階において小国造が林立していた地域である。また、常陸国は省略本とはいえる『常陸国風土記』が残存する重要な地域であり、後期・終末期古墳・国造領域・評家（郡衛）の成立という一連の流れを考える上では、格好の検証対象となる地域である。

### i 下総地域の郡衛遺跡と周辺の後期・終末期古墳

房総半島は郡衛の実態の解明が遅れている地域の一つであり、後期・終末期古墳、国造領域、郡衛の関係のすべてを満たして考証できる例は下総地域に限られている。

#### 埴生郡（埴生郡衛：印旛郡栄町大畠遺跡）

大畠遺跡の所在する地域は、国造制の段階においては印波国造の領域であったと考えられる。大畠遺跡の近接地には龍角寺古墳群が存在する。龍角寺古墳群には、終末期大型前方後円墳として浅間山古墳（主軸長70m）、終末期方墳として岩屋古墳（一辺長80m）が所在する。さらに初期寺院として龍角寺が近接地に存在する。これらのことからも、龍角寺古墳群は印波国造の主要墓域と考えて問題のない古墳群である。印波国造領域にはこの他にも成田市公津原古墳群等の主要古墳群が存在している。しかし龍角寺古墳群は、後期・終末期において質的に明らかに突出した様相を見せる古墳群である。さらに印波国造領域は、律令期において埴生郡と印旛郡に分けられている。

#### 相馬郡（相馬郡衛正倉：我孫子市日秀西遺跡）

日秀西遺跡の所在する地域は、国造制の段階においては、印波国造領域であった可能性が高い。そう表現する理由は、『先代旧事本紀』中の「国造本紀」を見る限り、後の下総国域の西半分の大きな範囲には印波国造しか見あたらない点がまず第1点である。次に古墳時代後期に印旛・手賀沼周辺域を中心として、下総型埴輪の分布が見られる。相馬郡域はこの下総型埴輪の多い地域であり、印波国造との関係を無理に引き離す理由がないことが第2点である。周辺の終末期前方後円墳として日立精機2号墳（主軸長30m）、終末期前方後方墳として日立精機1号墳（主軸長48m）が挙げられるが、終末期大型方墳は確認できない地域である。終末期に前方後方墳が存在する例は、全国的に見ても希少であり特殊である。また、日立精機2・1号墳は、日秀西遺跡から直線距離にして約7km離れており、武射郡や埴生郡に見られる終末期古墳群と郡衛との立地的関係とは著しく異なる。

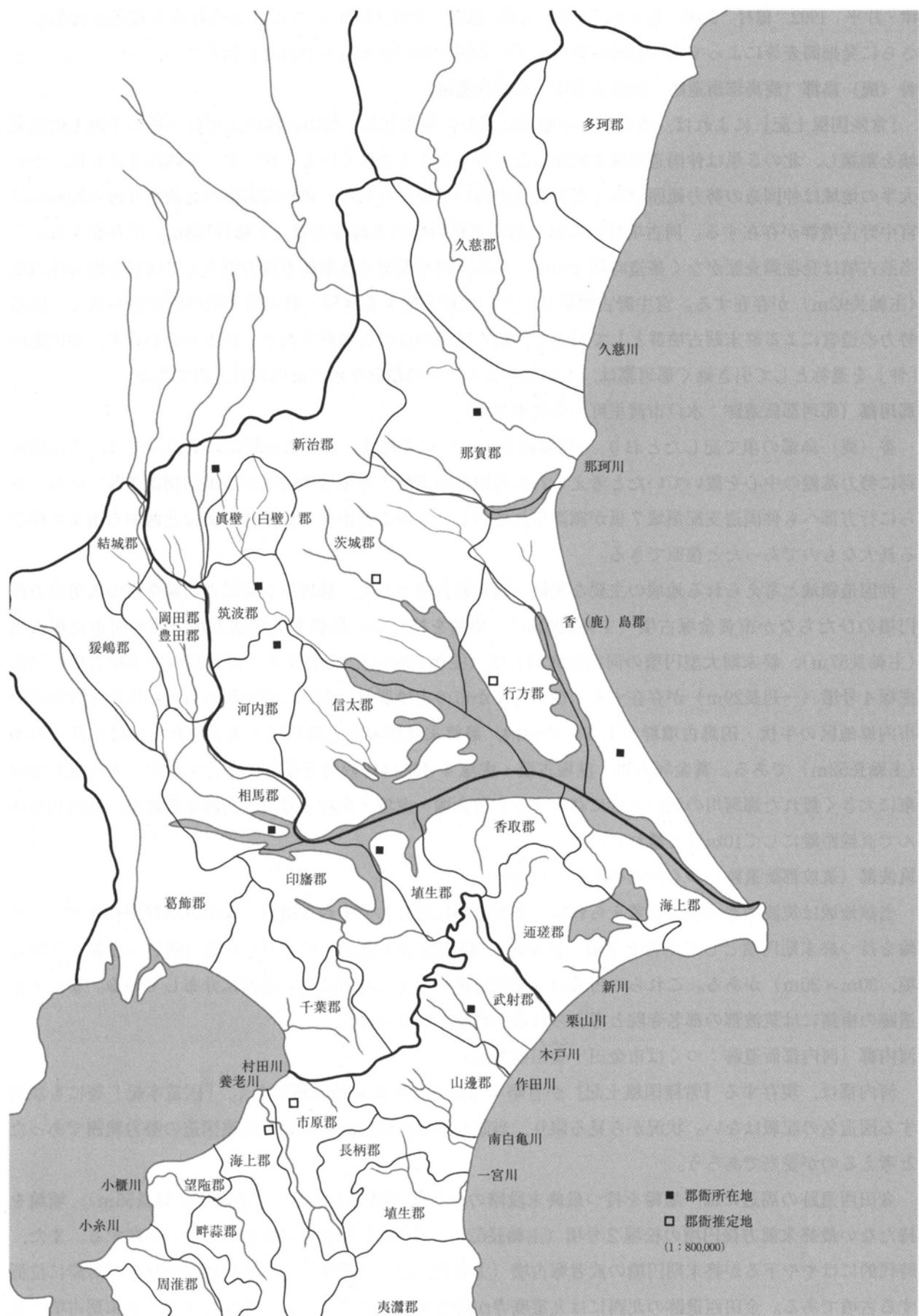
### ii 常陸地域の郡衛遺跡と周辺の後期・終末期古墳

常陸は、「国造本紀」によれば6国造が存在し、律令制下においては11郡が存在していた。常陸の後期・終末期古墳と国造の問題については、白石太一郎が詳細に検討している（白石 1991）。また、白石のほかに、茨城県内における後期・終末期古墳と律令期様相の関連を多くの研究者が考察している（阿久



第39図 国造領域と主要古墳群の分布

- A. 鳥戸東遺跡 B. 大畠遺跡 C. 日秀西遺跡 D. 神野向遺跡 E. 台渡里遺跡 F. 平沢遺跡 G. 金田西遺跡 H. 古郡遺跡 I. 郡衙所在地 J. 行方郡衙推定地 1. 大堤権現塚古墳 2. 経僧塚古墳 3. カブト塚古墳 4. 胡摩手台16号墳 5. 駄ノ塚古墳 6. 山室姫塚古墳 7. 駄ノ塚西古墳 8. 西ノ台古墳 9. 不動塚古墳 10. 朝日ノ丘古墳 11. 殿塚古墳 12. 姫塚古墳 13. 小池大塚古墳 14. 浅間山古墳 15. 岩屋古墳 16. 船塚古墳 17. 日立精機2号墳 18. 日立精機1号墳 19. 夫婦塚古墳 20. 宮中野大塚古墳 21. 黄金塚古墳 22. 虎塚古墳 23. 大穴塚古墳 24. 虎塚4号墳 25. 牛伏4号墳 26. 中台2号墳 27. 平沢1号墳 28. 愛宕山古墳 29. 松塚2号墳 30. 宮塚1号墳 31. 武者塚古墳 32. 小栗地内丘塚1号墳 33. 船玉古墳



第40図 常総地域における律令期の国界と郡界と郡衙

津・片平 1992, 稲村 2000, 佐々木 2005, 日高 2000, 日高 2001)。ここではそれらの成果を援用し, さらに発掘調査等によって郡衙遺跡が判明している例のみに絞り込んで検討を加えたい。

#### 香（鹿）島郡（鹿島郡衙遺跡：鹿嶋市宮中・神野向遺跡）

『常陸國風土記』によれば、香島郡は孝徳朝に新たに建郡され、郡内の南の1里は下総の下海上国造領域を割譲し、北の5里は仲国造領域を割譲したものであるとされている。従って、単純に考えれば、その大半の地域は仲国造の勢力範囲であった可能性が高いと考えられる。神野向遺跡の北西約3kmの地点には宮中野古墳群が存在する。同古墳群中には大型前方後円墳の夫婦塚古墳（主軸長108m）が存在するが、当該古墳は発掘調査歴がなく築造時期は不明である。終末期帆立貝型前方後円墳としては宮中野大塚古墳（主軸長92m）が存在する。宮中野古墳群は、その規模と擁する後期・終末期古墳の内容から見て、国造勢力の造営による終末期古墳群として捉えて、何ら問題のない古墳群である。にもかかわらず、仲国造の「仲」を遺称として引き継ぐ那珂郡は、次に見るようにその郡衙を水戸市内に置くのである。

#### 那珂郡（那珂郡衙遺跡：水戸市渡里町・台渡里遺跡）

香（鹿）島郡の項で記したとおり、『常陸國風土記』によれば、香島郡の建郡にあたっては、この那珂郡に勢力基盤の中心を置いていたと考えられる仲国造の支配する領域の南端の5里が割譲されている。さらに行方郡へも仲国造支配領域7里が割譲されている。このことから、仲国造領域は北西から南東に伸びる長大なものであったと復原できる。

仲国造領域と考えられる地域の主要な後期・終末期古墳として、那珂川下流域の埴輪を持つ大型前方後円墳のひたちなか市黄金塚古墳（主軸長80m）、埴輪を持たない最終末大型前方後円墳の同市虎塚古墳（主軸長57m）、終末期大型円墳の同市大穴塚古墳（主軸長60m）、それより一段階後の終末期方墳の同市虎塚4号墳（一辺長29m）が存在する。ひたちなか市の古墳群とは別に、80m級の前方後円墳を含む水戸市内原地区の牛伏・田島古墳群がある。その内、最終末段階の前方後円墳と考えられるのは牛伏4号墳（主軸長52m）である。黄金塚古墳・虎塚古墳・虎塚4号墳は比較的近接して存在するが、大穴塚古墳は東に大きく離れた那珂川の河口付近に存在する。黄金塚・虎塚・虎塚4号墳と台渡里遺跡は、那珂川を挟んで直線距離にして10kmほど離れている。

#### 筑波郡（筑波郡衙遺跡：つくば市平沢・平沢遺跡）

当該地域は筑波国造の領域と考えられる。平沢遺跡に近接して中台古墳群、平沢古墳群が存在する。埴輪を持つ終末期円墳として中台2号墳（径36m）、終末期長方墳として平沢1号墳（別名：佐都ヶ岩屋古墳、30m×20m）がある。これらの古墳は、平沢遺跡を中心に非常に狭い範囲に分布している。また平沢遺跡の南側には筑波郡の郡名寺院と考えられる中台廃寺が存在する。

#### 河内郡（河内郡衙遺跡：つくば市金田・金田西遺跡）

河内郡は、現存する『常陸國風土記』が省略本であるために詳述記載はなく、「国造本紀」等にも該当する国造名の記載はない。状況から見る限り、当該地域は国造制期において筑波国造の勢力範囲であったと考えるのが妥当であろう。

金田西遺跡の周辺には、埴輪を持つ最終末段階の前方後円墳である愛宕山古墳（主軸長55m）、埴輪を持たない最終末前方後円墳の松塚2号墳（主軸長62m）、宍塚1号墳（主軸長56m）が存在する。また、時代的にはやや下るが終末期円墳の武者塚古墳（主軸長23m）は松塚2号墳とは桜川を挟んだ対岸に位置する古墳である。金田西遺跡の北西には九重廃寺が所在する。このように、主要な後期・終末期古墳、郡

衙、寺院という一連の組み合わせが明確であるにも関わらず、いずれの史書にも国造名の記載がないということは、河内郡を考える上で重要な点である。これは国造制と後の郡の成立の関係を理解する上での、ひとつの代表的例であると考えられる。

#### 新治郡（新治郡衙遺跡：筑西市古郡・古郡遺跡）

新治廃寺が近接する。当該地域は国造制期においては新治国造の領域であったと考えられる。古郡遺跡に比較的近い終末期円墳に小栗地内丑塚1号墳（径30m）がある。古郡遺跡から遠く離れた地域の後期終末期主要古墳としては、筑西市（旧・関城町）船玉古墳（一辺長35m）があげられる。

#### 3. 嶋戸東遺跡例との比較（第39・40図）

下総地域、常陸地域における他の後期・終末期古墳群、国造勢力範囲、郡衙遺跡の関係を羅列してみたが、最後に、これらの諸様相をもとに嶋戸東遺跡の場合と比較する。

まず、嶋戸東遺跡の例を以下の4点で定義付けする。

- ・国造制段階における武社国造の領域である。
- ・周辺における後期・終末期段階の主要古墳分布は大きく4群に分かれる。
- ・嶋戸東遺跡は、終末段階に最大規模の古墳を作った勢力に密着する地点に設けられていない。
- ・武射郡の南に隣接する山邊郡は、律令期に武社国造領域を分断して建郡した可能性が高い。

次に、嶋戸東遺跡を含めて、隣接する下総地域、常陸地域の例を以下のように分類する。

##### A. 後期・終末期古墳群と郡衙との位置的関係

- 1 後期・終末期主要古墳群と密着した地点に郡衙を設ける型（埴生郡、筑波郡）
- 2 後期・終末期主要古墳群と完全に切り離された地点に郡衙を設ける型（相馬郡、那珂郡、新治郡）
- 3 後期・終末期主要古墳群と中間的な位置関係をもった地点に郡衙を設ける型（武射郡、香（鹿）島郡）

##### B. 律令制に移行する際の国造領域の変動

- 1 国造領域をそのまま評（郡）が継承する型（多賀郡、久慈郡）
- 2 国造領域を分断して新たに評（郡）を設ける型（武射郡、埴生郡、相馬郡、新治郡、真壁郡、河内郡）
- 3 二つ以上の国造領域を再編して新たに評（郡）を設ける型（香（鹿）島郡、行方郡、信田郡）

Aの後期・終末期古墳群と郡衙の位置的関係、Bの律令制に移行する際の国造領域の変動は組合せだけでも9パターンにのぼり、さらにAとBの（ ）内に記した郡の組合せは決して合致するものがない。このことは国造制期から律令制期に向けての各地の勢力再編が、実に多種多様であることを意味している。勿論、武射郡衙の設置箇所を、A-3で設定したように後期・終末期主要古墳群と中間的な位置関係の地点と見るか否かによっては、この区分は変わる。嶋戸東遺跡周辺の後期・終末期主要古墳は、余りにも微細にその様相がつかめているだけに、A-1に区分した密着型との区別が厳格になりすぎている可能性はある。また武射郡と香島郡の様相は、後期・終末期古墳の様相を比較した場合、決して同じではない。しかし現状では、やはりA-3という区分は残しておくべきであろうと考える。その理由は、今後各地においてさらに微視的な検証が進めば、A-3区分に該当する地域の存在する可能性もあるからである。

以上のことから出せる結論としては、国造制から律令制へ移行するに際して各地の勢力再編は決して一様ではない、ということである。しかも『常陸国風土記』の記事を見る限り、国造勢力側が自律・能動的に動いて自らの国造領域を分割・統合して評（郡）の設置等を行っている、としか読み取れない。つまり国家中央からの強制的再編ではないという点は重要であり、このことが多様性の一因であるのかも知れない。

## 参考文献

- 阿久津久ほか 1992「常陸の後期古墳の様相」『国立歴史民俗博物館研究報告』第44集 国立歴史民俗博物館
- 稻村 繁 2000「茨城における前方後円墳の終焉とその後」『第5回東北・関東前方後円墳研究大会《シンポジウム》前方後円墳の終焉とその後 発表要旨資料』東北・関東前方後円墳研究会
- 川尻秋生 2001「房総の国造と部民」『千葉県の歴史 通史編 古代2』千葉県
- 栗田則久 2005「千葉県における前方後円墳以後と古墳の終末」『第10回東北・関東前方後円墳研究会大会《シンポジウム》前方後円墳以後と古墳の終末 発表要旨資料』東北・関東前方後円墳研究会
- 佐々木憲一 2005「霞ヶ浦北岸地域における首長系譜の継続と断絶（予察）」『茨城県霞ヶ浦北岸地域における古墳時代在地首長層の政治的諸関係理解のための基礎研究』明治大学考古学研究室
- 白石太一郎 1991「常陸の後期・終末期古墳と風土記建評記事」『国立歴史民俗博物館研究報告』第35集 国立歴史民俗博物館
- 白石太一郎 1992「関東の後期大型前方後円墳」『国立歴史民俗博物館研究報告－東国における古墳の終末《本編》』第44集 国立歴史民俗博物館
- 白石太一郎ほか 1996『国立歴史民俗博物館研究報告－東国における古墳の終末《附編》千葉県駄ノ塚古墳発掘調査報告』第65集 国立歴史民俗博物館
- 白石太一郎 2007「古墳時代から古代国家へ」『千葉県の歴史 通史編 原始・古代1』千葉県
- 杉山晋作 2000「千葉における前方後円墳の終焉とその後」『第5回東北・関東前方後円墳研究大会《シンポジウム》前方後円墳の終焉とその後 発表要旨資料』東北・関東前方後円墳研究会
- 萩原恭一 1994『山武町胡摩手台16号墳発掘調査報告書』千葉県教育委員会
- 萩原恭一 1999「九十九里地域の首長墓形態と埴輪供給」『考古学ジャーナル』1999年4月号 ニュー・サイエンス社
- 日高 慎ほか 2000『風返稻荷山古墳』霞ヶ浦町教育委員会・日本大学考古学会
- 日高 慎 2001「IV 古墳時代」『霞ヶ浦町遺跡分布調査報告書－遺跡地図編－』霞ヶ浦町教育委員会・筑波大学考古学研究室

## 第3節 史（資）料からみた古代武射郡と郡内の郷名

古代武射郡の比定については第5表にあるように、先学諸氏が試みている。それらを参考に文献史料や出土文字資料、現地名などから武射郡及び南に隣接する山邊郡に所在する郷の比定を行ってみる。

武射郡は、『和名類聚抄』（以下『和名抄』と略す。）では、巨備郷・加毛郷・理倉郷・狎獵郷・長倉郷・畦代郷・片野郷・大蔵郷・新居郷・新屋郷・埴屋郷の計11郷をあげる。まず武射郡及び郡内の郷名に関する出土文字資料からみてみる。郡名のわかる資料は真行寺廃寺出土の「武射寺」の墨書土器と長屋王邸出土木簡の2例がある。郷名については、『正倉院文書』で畦代郷、『正倉院調庸綾絹布墨書銘文』で長倉郷の2郷を確認できる。なお印旛郡に含まれる佐倉市高岡大山遺跡の出土資料に墨書土器「新居」があるが、武射郡新居郷の比定地が印旛郡に接することから、土器が移動した可能性もある。

武射郡の南に位置する山邊郡については、『和名抄』では禾生郷・岡山郷・管屋郷・山口郷・高文郷・草野郷・武射郷の7郷を記載する。武射郡とは異なり、山邊郡内の遺跡から出土した文字資料には、郡名や郷名記載の墨書土器が比較的多くみられる。郡名を示す資料には八街市滝台遺跡から出土した「山邊郡印」がある。墨書土器としては、「山邊」や「山邊万所」などが大網白里町や東金市の遺跡で多く出土している。『和名抄』には郷名としての「山邊」は存在しないので、これらの墨書土器は郡名を指すものと考えられる。一方、郷名については、山口郷の「山口」・「山口館」など、草野郷の「草野」・「草新」などの墨書土器がある。市原市上総国分僧寺からは「豊山」の墨書土器が出土しており、これも岡山郷に比定することができる。郡郷名記載の墨書土器をみると、武射郡よりも山邊郡に出土量が多い傾向がある。